

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		営業施設の基準に違反した場合の改善命令・許可の取消・営業の禁停止
根拠条例・規則等名		食品衛生法
条 項		食品衛生法第61条
所 管 部 課		保健福祉局 保健所 食品衛生課 (電話：048-840-2226)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	「食品衛生に関する営業等の許可等の取扱要領」に定められた基準による。
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 令和 年 月 日最終改正
備 考		